宮　蔵　自　号　外
令和６年１２月１日

所属長　各位

宮城県蔵王自然の家
所長　　小林　正道
（公印省略）

令和７年度学校給食用米穀の使用について（お知らせ）

このことについて、希望のある場合は別紙「令和７年度学校給食用米穀を使用する場合の手続きについて」をご覧になり、必要な手続きを行ってください。

総務担当
技師（栄養）　鐵本　彩
TEL　0224-34-2101
FAX　0224-34-2102

令和７年度　学校給食用米穀を使用する場合の手続きについて

宮城県蔵王自然の家

蔵王自然の家を利用する学校で、学校給食用米穀（学校給食米）を使用して食事を希望する学校は所定の手続きが必要ですので、関係書類の提出をお願いいたします。

＜食事代について＞

学校給食米を使用したときの食事代は、三半期ごとに決定し、その額は変動します。（令和６年度の８～１０月の食事代は、児童・生徒・教職員は通常料金より一人につき５円の値引きとなっております。）児童・生徒、教職員以外は対象となりません。

令和６年度８～１０月　例）夕食（食堂定食）一食当たり

自主流通米使用（通常料金）・・・・・・・・・　　６００円

学校給食米使用（児童・生徒・教職員）・・・　　５９５円

※ 学校給食米の適用とならないもの（「利用の手引き」P10.11 参照）

- 弁当（おにぎり２、おにぎり＆パン、パン２）
- 米を使用しない野外炊飯（芋煮０、バーベキュー０、焼そば０　など）
- えぼしスキー場の食事（冬型のみ）

＜手続き方法＞

１　学校から県教育委員会への申請書類の提出

①　別紙様式１「自然の家等における学校給食米穀の使用承認について（申請）」・・・１部

市町村教育委員会経由で、県教育庁保健体育安全課 学校保健給食班あてに提出してください。

県教育庁保健体育安全課への提出締め切りは下記のとおりです。

◆　令和７年　４月～令和７年　７月利用校・・・**令和７年　２月２８日（金）まで**

◆　令和７年　８月～令和７年１１月利用校・・・**令和７年　６月２０日（金）まで**

◆　令和７年１２月～令和８年　３月利用校・・・**令和７年１０月２０日（月）まで**

※市町村教育委員会を経由しますので、早めの手続きをお願いいたします。（期日を過ぎた場合は追加申請できません。）

２　学校から蔵王自然の家への関係書類の提出（郵送でお願いします。）

②　県教育委員会からの承認書の写し　　・・・１部

③　別紙様式２「学校給食用米穀の買入等業務委託書」　・・・１部

㊟　①を提出後、県教育委員会から学校長あてに「自然の家における学校給食米穀の使用について（通知）」という承認書が届きます。その承認書が届き次第、②と③の書類を当自然の家所長あてに郵送してください。

※申請をする場合は、別紙様式１・２をコピーして別々に書類を作成してください。

なお、別紙様式１・２は当所ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。